

# 令和元年度第4回 自主財源検討委員会

令和元年10月28日

# I スケジューリング

# 1 自主財源の検討スケジュール(案)

第1回資料  
を一部加工

## ○令和元年7月～令和2年1月 自主財源検討委員会での具体案の検討

	時期	議題
第1回	令和元年 7月29日	財政状況、自主財源の概要、今後の検討課題
第2回	令和元年 9月 2日	自主財源の具体案検討
第3回	令和元年 9月25日	自主財源の具体案検討
第4回	令和元年10月28日	自主財源の具体案検討
第5回	令和元年11月19日	中間とりまとめ
第6回	令和元年12月 日	制度等具体案の検討
第7回	令和2年 1月 日	意見のとりまとめ

## ○令和2年1月以降

- ・ 市としての充実・強化策(案)策定

[重要な条例改正等の場合には、以下の手続きが必要]

- ・ パブリックコメント実施
- ・ 市議会への関係議案の提出

## II 個人市民稅

# 1 個人住民税の他都市の状況

第2回資料  
より抜粋

- 個人市町村民税の均等割の超過課税を実施しているのは、横浜市と神戸市の2市。所得割の超過課税を実施しているのは豊岡市1市。
- 個人道府県民税の均等割の超過課税を実施しているのは、37団体。所得割の超過課税を実施しているのは神奈川県のみ1団体。

## 【横浜市】 個人市民税均等割の超過課税

- 市域の緑の減少に歯止めをかけ、緑豊かなまち横浜を次世代に継承するための、「横浜みどりアップ計画」の実施に必要な安定的な財源確保のため
- 市民税の均等割に年間900円の上乗せ
- 税収増: 1, 691, 309千円 (H29決算カードより)

## 【神戸市】 個人市民税均等割の超過課税

- 認知症の早期受診を推進するための診断助成制度や、認知症の方が外出時などで事故に遭われた場合の救済制度の創設を内容とする「神戸モデル」の実施のため
- 市民税の均等割に年間400円の上乗せ
- 税収増: 約3億円 (神戸モデルの費用と財源: 神戸市HPより) ※今年度からのため試算

## 【豊岡市】 個人市民税所得割の超過課税

- 都市計画税の廃止に伴う安定的な財源確保のため
- 市民税の所得割に年間0.1%の上乗せ
- 税収増: 50, 405千円 (H29決算カードより)

# 2 個人市民税の超過課税

- 均等割の税率は定額課税であり、超過課税も定額課税となる。
- 所得割の税率については超過税率を定めることができるが、定率課税による超過課税となる。

「所得割の税率は比例税率でなければならないものであること。すなわち、所得金額を区分し、当該区分ごとに異なる税率を定めることはできないものであること。(法314の3)」

(『地方税法の施行に関する取扱いについて』第2章23)

(1)本市が均等割超過課税導入の場合の増収額(粗い試算)

均等割 (円)	増額 (円)	対象人数 (人)	増収額 (千円)
3,500	100	212,445	21,469
	200		42,714
	300		63,958
	神戸市 400		85,203
	500		106,447
	600		127,692
	700		148,936
	800		170,181
	横浜市 900		191,425
	1000		212,670

令和元年度 市民税均等割	
人数(人)	調定税額(千円)
212,445	743,558

(2)本市が所得割超過課税導入の場合の増収額(粗い試算)

標準税率	R元年度調定額 (千円)	超過分課税率	合計税率	増収額 (千円)
6%	23,205,231	0.01%	6.01%	38,675
		0.02%	6.02%	77,351
		0.03%	6.03%	116,026
		0.04%	6.04%	154,702
		0.05%	6.05%	193,377
		0.06%	6.06%	232,052
		0.07%	6.07%	270,728
		0.08%	6.08%	309,403
		0.09%	6.09%	348,078
		0.10%	豊岡市 6.1%	386,754
		0.50%	6.5%	1,933,770
1%	7%	3,867,538		

令和元年度 市民税所得割	
人数(人)	調定税額(千円)
196,886	23,205,231

### 3 市民税(所得割・均等割)超過課税の導入に際してのメリット・課題

#### 【状況】

##### (均等割)

- ・ 標準税率は市民税3,000円、県民税1,000円と定められている。
- ・ 平成26年度から令和5年度まで、東日本大震災からの復興に関し、緊急に防災のための施策に要する費用として、市民税、県民税、それぞれ500円ずつが別途上乗せされている。
- ・ 令和6年度以降は、個人住民税均等割に、森林環境税(国税)1,000円の上乗せが決定している。

##### (所得割)

- ・ 標準税率は市民税6%、県民税4%と定められている。

#### 【メリット】

- ・ 普通税としての財源確保が可能となる。
- ・ 標準税率と比較し、賦課徴収経費は増加しない。

#### 【課題】

##### (均等割)

- ・ 均等割は定額課税であるため、低所得者の負担感が大きい。

##### (所得割)

- ・ 所得割についても定率課税(税率に所得累進性がない)であるため、所得税に比べると、低所得者の負担が大きい。

# Ⅲ 固定資産税と 都市計画税との比較



# 1 固定資産税と都市計画税との制度の比較

	固定資産税	都市計画税
税の分類	普通税(一般の経費に充てる)	目的税(特定の経費に充てる)
主な性格	財産税(財産の所有に担税力を認め課税)	応益税(都市計画事業等による受益を認め課税)
課税対象	市町村所在の土地・家屋・償却資産	都市計画区域のうち市街化区域内(定められてない場合は都市計画区域の全域又は一部で条例で定める区域)の土地・家屋
税率	標準税率100分の1.4(制限税率なし)	制限税率100分の0.3(標準税率なし)
賦課徴収	賦課期日 1月1日 納期 4月、7月、9月、11月	固定資産税の例により、通常は固定資産税とあわせて賦課徴収
税の軽減	・住宅用地に対する課税標準額の特例 200㎡以下は1/6、200㎡超は1/3に軽減	・住宅用地に対する課税標準額の特例 200㎡以下は1/3、200㎡超は2/3に軽減

## 2 中核市における固定資産税と都市計画税の課税状況

第2回資料  
を一部加工

- 固定資産税の超過課税を実施している5市のうち、税率1.5%が2市、税率1.6%が3市。（全市町村では153団体）
- 都市計画税の課税団体は58市中51市。税率は、0.1%が1市、0.2%が6市、0.25%が6市、0.27%が1市、0.3%が37市。課税していない7市のうち、4市（青森市、八戸市、秋田市、高知市）は固定資産税の超過課税を実施している。

### 固定資産税と都市計画税の課税状況

単位：%

	固定資産税	都市計画税		固定資産税	都市計画税		固定資産税	都市計画税
函館市	1.4	0.3	富山市	1.4	0.3	奈良市	1.4	0.25
旭川市	1.4	0.3	金沢市	1.4	0.3	和歌山市	1.4	0.3
青森市	1.6	—	福井市	1.4	0.3	鳥取市	1.5	0.1
八戸市	1.6	—	甲府市	1.4	0.3	松江市	1.4	0.2
盛岡市	1.4	0.2	長野市	1.4	0.3	倉敷市	1.4	0.3
秋田市	1.6	—	岐阜市	1.4	0.3	呉市	1.4	0.3
山形市	1.4	0.3	豊橋市	1.4	0.25	福山市	1.4	0.3
福島市	1.4	0.3	岡崎市	1.4	0.3	下関市	1.4	0.2
郡山市	1.4	0.3	豊田市	1.4	0.25	高松市	1.4	—
いわき市	1.4	0.3	大津市	1.4	0.3	松山市	1.4	—
宇都宮市	1.4	0.25	豊中市	1.4	0.3	高知市	1.5	—
前橋市	1.4	0.2	高槻市	1.4	0.3	久留米市	1.4	0.3
高崎市	1.4	0.25	枚方市	1.4	0.3	長崎市	1.4	0.3
川越市	1.4	0.3	八尾市	1.4	0.3	佐世保市	1.4	0.3
川口市	1.4	0.3	寝屋川市	1.4	0.3	大分市	1.4	0.25
越谷市	1.4	0.2	東大阪市	1.4	0.3	宮崎市	1.4	0.2
船橋市	1.4	0.3	姫路市	1.4	0.3	鹿児島市	1.4	0.3
柏市	1.4	0.3	尼崎市	1.4	0.3	那覇市	1.4	—
八王子市	1.4	0.27	明石市	1.4	0.3			
横須賀市	1.4	0.3	西宮市	1.4	0.3			

### 3 固定資産税超過課税と都市計画税導入の影響

#### 1 本市が固定資産税超過課税導入した場合の増収額(粗い試算)

<課税対象:土地、家屋又は償却資産>

※ 令和元年9月末現在の調定額を基に算出

		課税標準額	税 率(%) と 税 収(円)					
			標準税率(1.4)	1.41(+0.01)	1.45(+0.05)	1.5(+0.1)	1.6(+0.2)	1.7(+0.3)
内 訳	土 地	約5,980億	約83.7億	約84.3億	約86.7億	約89.7億	約95.7億	約101.7億
	家 屋	約10,190億	約142.7億	約143.7億	約147.8億	約152.9億	約163.0億	約173.2億
	償 却	約2,390億	約33.5億	約33.7億	約34.7億	約35.9億	約38.2億	約40.6億
合 計		約1兆8,560億	約259.8億	約261.7億	約269.1億	約278.4億	約297.0億	約315.5億
標準税率との差			-	約1.8億	約9億	約18億	約37億	約55億

※土地の課税標準額は、住宅用地特例、減免を、家屋の課税標準額は、新築住宅等の軽減を考慮している。

#### 2 課税対象地域を都市計画区域内全域とした場合の本市の都市計画税収額(粗い試算)

<課税対象:土地又は家屋>

※ 令和元年9月末現在の調定額を基に算出

		課税標準額	税 率(%) と 税 収(円)					
			-	0.01%	0.05%	0.1%	0.2%	0.3%
内 訳	土 地	約6,590億	-	約0.7億	約3.3億	約6.6億	約13.2億	約19.8億
	家 屋	約9,810億	-	約1億	約4.9億	約9.8億	約19.6億	約29.4億
合 計		約1兆6,400億	-	約1.6億	約8億	約16億	約33億	約49億

※1 都市計画区域外の筆数割合(土地:15.2%)、棟数割合(家屋:3.8%)を減じた課税標準額とした場合。

※2 土地の課税標準額は、都市計画税の住宅用地特例を、家屋の課税標準額は、新築住宅等の軽減を考慮している。

#### 3 行政区域と都市計画区域の面積比に比べ、課税標準額にあまり差がない要因

都市計画税の住宅用地特例は、固定資産税と比べ、特例による軽減が少ないため、都市計画税の課税対象地域の土地の課税標準額は高くなる。(小規模住宅用地(固定資産税 1/6、都市計画税 1/3)、一般住宅用地(固定資産税 1/3、都市計画税 2/3))

## 4 固定資産税超過課税と都市計画税導入のメリットと課題

		固定資産税超過課税	都市計画税導入
増収額		税率1.4%→1.5% 約18億円 税率1.4%→1.6% 約37億円 税率1.4%→1.7% 約55億円	(都市計画区域全体を対象とした場合) 税率0.1% 約16億円 税率0.2% 約33億円 税率0.3% 約49億円
都市計画について	区域の設定	市内均一のため影響がない。	<b>【課題】</b> 本市では線引きを廃止しているため、どの区域で都市計画事業等を実施するかなどの方針を明確にし、課税対象区域を設定する必要がある。
	コンパクト・エコシティ施策への影響	市内均一のため影響がない。	<b>【課題】</b> 課税区域の設定によっては、居住誘導策への影響(居住の拡散)が懸念される。
	充当事業	普通税であり、一般財源であるため制約がない。	<b>【課題】</b> 目的税であり、用途を明確にする観点から、充当事業を定める必要がある。(他市の多くは下水道事業に係る公債費などに充当している。)
経費及び準備期間		<b>【メリット】</b> システム改修での対応が中心となるため、比較的軽微な費用と短期間での準備が可能である。また、標準税率と比較し、賦課徴収経費は増加しない。	<b>【課題】</b> ・課税地域の設定については、合意形成や手続きに相当の期間を要する。 ・課税対象物件の調査・入力作業が必要となるため、課税地域の設定の仕方によって、作業期間や経費が大きく異なる。 <b>【メリット】</b> システム改修は比較的軽微な費用と短期間での準備が可能である。また、固定資産税と併せての賦課徴収となるため、新たな賦課徴収経費は要しない。

## 5 空き家と固定資産税について

○ 空き家は増加しているが、現時点では固定資産税の賦課徴収に、大きな影響は認められない。

### (1) 本市の空き家の状況

年 度	H26年	H30年
総建物数	142,625	184,014
空き家等件数	5,868	8,289
空き家率	4.1%	4.5%
香川県内の空き家率 (住宅・土地統計調査)	17.2% (H25年調査)	18.0% (H30年調査)

- ・ 高松市空き家等実態調査結果(くらし安全安心課 調査)
- ・ 総建築物数はゼンリンによる建築数
- ・ 統計調査方法は一部選定された区域で調査結果を基に、その率から全体の空き家率を算出している。

### (2) 納税通知書の公示送達状況(個人分)

(単位:通)

年 度	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	
当初発送総数	168,302	169,194	170,409	171,583	172,783	
(公示送達の内、個人不明分)	127	133	131	138	156	
(内訳)	土地+家屋	44	78	74	90	94
	土地のみ	57	39	42	37	45
	家屋のみ	26	16	15	11	17

- ・ 納税通知書を納税義務者に交付することができない場合、公示送達することができる。
- ・ 固定資産税の免税点は課税標準額の合計が、土地30万円、家屋20万円未満

### (3) 固定資産税の収納率推移(現年課税分)

(単位:%)

年 度	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	
収 納 率	純固定資産税	98.7	98.8	98.9	99.0	99.1
	土地	98.6	98.7	98.8	98.9	98.9
	家屋	98.6	98.7	98.8	98.9	98.9
	償却資産	100.0	99.9	100.0	99.9	99.9

# IV 法定外目的稅

# 1 宿泊税の概要と他自治体の導入状況

- 宿泊税とはホテルや旅館等の宿泊客に課す地方税で、用途を特定した「法定外目的税」で、導入には総務省の同意が必要。
- 国内では平成14年に全国に先駆けて東京都が初めて導入。訪日外国人観光客の増加を受けて創設する自治体が増えており、訪日外国人の受入れ環境整備など、観光振興に充てることを目的としている。

施行年月	自治体名	課税方法	年間税収額
平成14年10月	東京都	宿泊料 1万円未満 0円 宿泊料 1万円～1.5万円未満 100円 宿泊料1.5万円以上 200円	約24億円 (H29年度)
平成29年 1月	大阪府	宿泊料1万円未満 (7,000円以上) 100円※ 宿泊料1万円～1.5万円未満 200円 宿泊料1.5万円以上 300円 ※2019年6月から免税点を7千円以下に引下げ	約7.7億円 (H29年度)
平成30年10月	京都市	宿泊料2万円未満 200円 宿泊料2万円～5万円未満 500円 宿泊料5万円以上 1000円 ※修学旅行生や引率者は免除	約46億円 (見込み)
平成31年 4月	金沢市	宿泊料2万円未満 200円 宿泊料2万円以上 500円	約7.2億円 (見込み)
令和元年11月 (予定)	(クッチャン) 倶知安町	宿泊料金の2% (全国初の定率制導入) ※修学旅行生とその引率者、職場体験や インターンシップの学生は免除	約3.8億円 (見込み)
令和2年度初め (予定)	福岡県 福岡市 (県及び市)	宿泊料1泊につき県税50円、市税150円 ※宿泊料2万円以上の場合は県税50円、 市税450円で最終調整中	県：約36億円 (見込み) 市：約24億円 (見込み)

## 2 宿泊税を導入した場合の徴税コスト

第3回資料  
より抜粋

- 先行自治体のいずれも、特別徴収義務者に対し、納入額の一定割合を交付金として、支出している。  
(納期内納付の奨励金や開始直後の準備金等の理由により、制度導入後の一定期間は、加算。)
- 交付金の限度額については、京都市は、1事業者につき年間200万円、金沢市は、年間100万円と要綱により定めている。

### 本市の徴収と宿泊税特別徴収事務に係る交付金(粗い試算)

宿泊施設 収容人員	宿泊施設 稼働率	年間 日数	課税額 (円)	徴収	交付金3%	交付金2.5%
約7,000人	約60%	365	50	約0.8億円	2,400千円	2,000千円
			100	約1.5億円	4,500千円	3,750千円
			150	約2.3億円	6,900千円	5,750千円
			200	約3億円	9,000千円	7,500千円
			300	約4.5億円	13,500千円	11,250千円

①高松市内の高松観光コンベンション・ビューロー賛助会員宿泊施設一覧(H28.11現在)による収容人員

②国土交通省観光庁宿泊旅行統計調査(H30年間値)による香川県内の宿泊施設稼働率平均値

③一人一泊当たり税額(宿泊料に関わらず、一律に同額を課税した場合)

※仮に金沢市と同様の限度額(年間100万円)を設定した場合、限度額を超えるケースは限られると考えられる(交付金限度額が適用されるかの試算を参照)ため、試算額に限度額の影響は考慮していない。

### 【参考】交付金限度額が適用されるかの試算

宿泊施設 収容人員	宿泊施設 稼働率	年間 日数	課税額 (円)	徴収	交付金3%	交付金2.5%
500人	約60%	365	50	約550万円	約17万円	約14万円
			100	約1,100万円	約33万円	約28万円
			200	約2,200万円	約66万円	約55万円
			300	約3,300万円	約99万円	約83万円

- ・高松市内の高松観光コンベンション・ビューロー賛助会員宿泊施設一覧(H28.11現在)の内、最大宿泊数500人の施設を参考に試算。
- ・交付金率は、京都市・金沢市を参考に、開始直後の3%とその後の2.5%で試算。



#### 【メリット】

- ・ 市民の負担増を伴わず、インバウンドを始めとする新たな観光振興施策の財源を確保することが可能。
- ・ これまで把握できていなかった市内の宿泊施設の宿泊者数等のデータの把握が可能。(二次的効果)

#### 【課題】

##### (総論)

- ・ 既に導入済みの自治体のほとんどは、大都市やメジャーな観光都市である一方、現時点では、本市と同等クラスの中核市や県庁所在都市での導入事例はなく、都市イメージとしてマイナスにならないか。
- ・ 導入に際しては、ホテルや旅館等の宿泊施設側を始め、観光の性質上、広域性や周遊性が高いことから、県や近隣市町の理解も得る必要がある。
- ・ 導入による負担感や都市イメージダウンにより、観光客が減るなどした場合でも、一旦導入した制度を簡単には止められない。

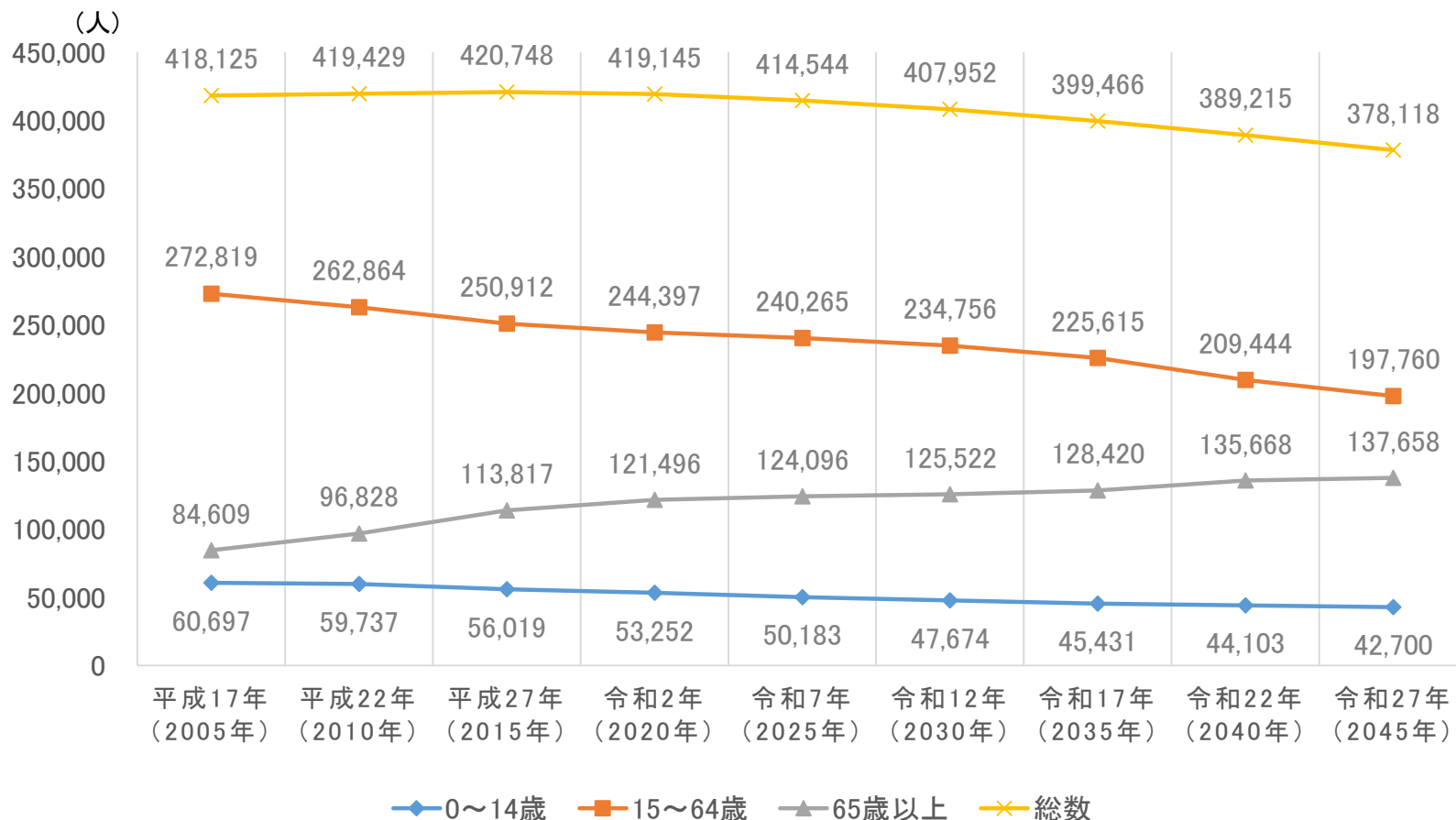
##### (宿泊施設)

- ・ 宿泊税徴収のためのシステム改修(開発・保守)や宿泊施設での特別徴収方法の構築などの手間や経費負担が増える。(行政側及び宿泊施設側の双方とも)
- ・ 特に集客力の弱い(稼働率が低い)宿泊施設は、更なる稼働率低下を招くおそれがある。
- ・ 宿泊施設が特別徴収事務を担うこととなるため、宿泊施設側にも、その事務の手間や負担に見合うだけのメリットがある事業の財源として、宿泊税が充てられないと、理解が得られにくい可能性がある。

# V 本市の人口の推計と 税収に与える影響

# 1 本市の人口の推計

○ 総人口は、今後、減少が見込まれている。また、年齢区別の人口推計によると、生産年齢人口(15歳～64歳)だけでなく、年少人口(0～14歳)がともに減少することから、市税の納税者数は減少することが予想される。一方で、高齢者人口(65歳以上)は増加が見込まれている。



※平成27年までは国勢調査、令和2年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」に基づき作成

## 2 本市における人口と個人市民税の推移について

○ 本市の人口の推移と個人市民税課税額に明確な相関性は見受けられない。人口推移よりも、給与収入の伸び等、他の要因による影響が大きいと考えられる。

年齢区分別人口の推移

(単位:人)

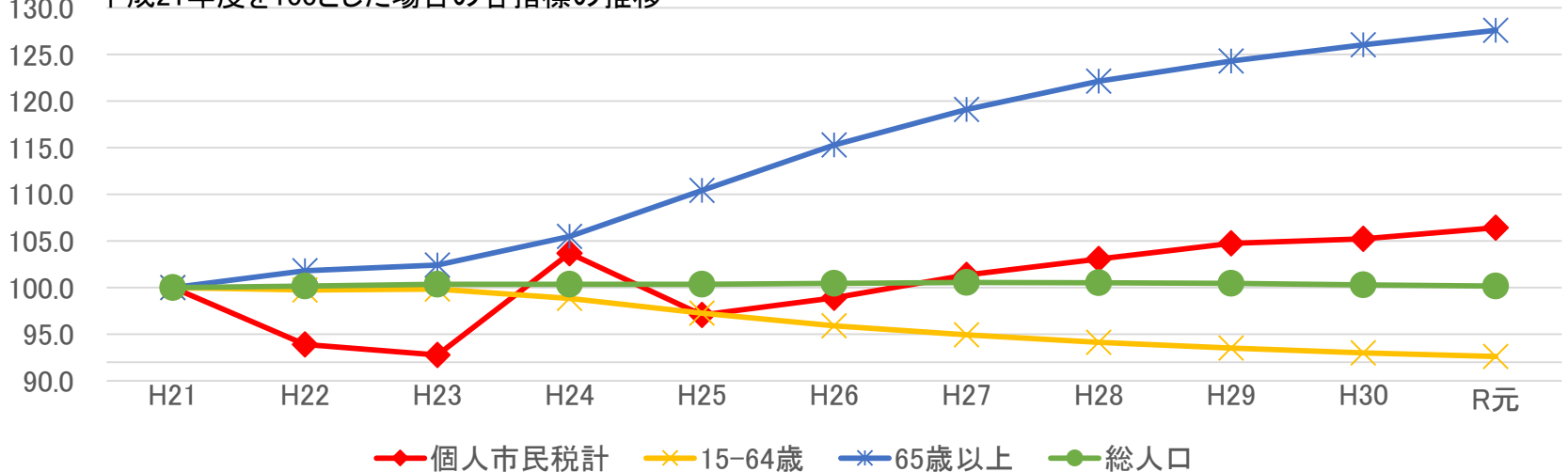
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
0-14歳	61,660	61,349	61,359	61,288	60,974	60,655	60,125	59,433	58,794	57,928	57,084
15-64歳	271,556	270,806	271,078	268,342	264,101	260,416	257,821	255,555	253,894	252,528	251,434
65歳以上	92,052	93,721	94,281	97,082	101,632	106,124	109,619	112,412	114,411	116,009	117,431
総人口	425,268	425,876	426,718	426,712	426,707	427,195	427,565	427,400	427,099	426,465	425,949

納税義務者数と個人市民税課税額の推移

(単位:人、百万円)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
納税義務者数	200,614	198,836	199,179	199,788	200,767	201,816	202,631	205,690	208,334	210,746	212,439
均等割額	602	597	598	599	602	706	709	720	729	738	744
所得割額	21,899	20,530	20,273	22,730	21,235	21,546	22,098	22,468	22,836	22,938	23,202
個人市民税計	22,501	21,127	20,871	23,329	21,837	22,252	22,807	23,188	23,565	23,676	23,946

平成21年度を100とした場合の各指標の推移



※人口は住民基本台帳に基づき作成

※平成26年度から、東日本大震災からの復興関連により均等割が500円加算されている。

※平成24年度の大幅な増は、大型の未公開株売却案件によるもの

# 3 本市における人口と固定資産税の推移について

○ 本市の人口の推移と固定資産税の調定額に明確な相関性は見受けられない。

## 人口の推移

(単位:人)

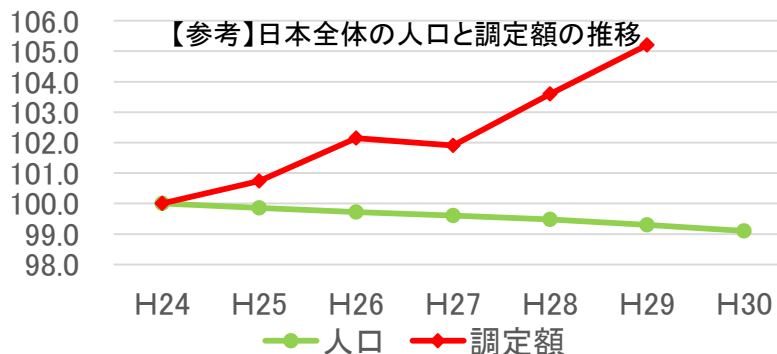
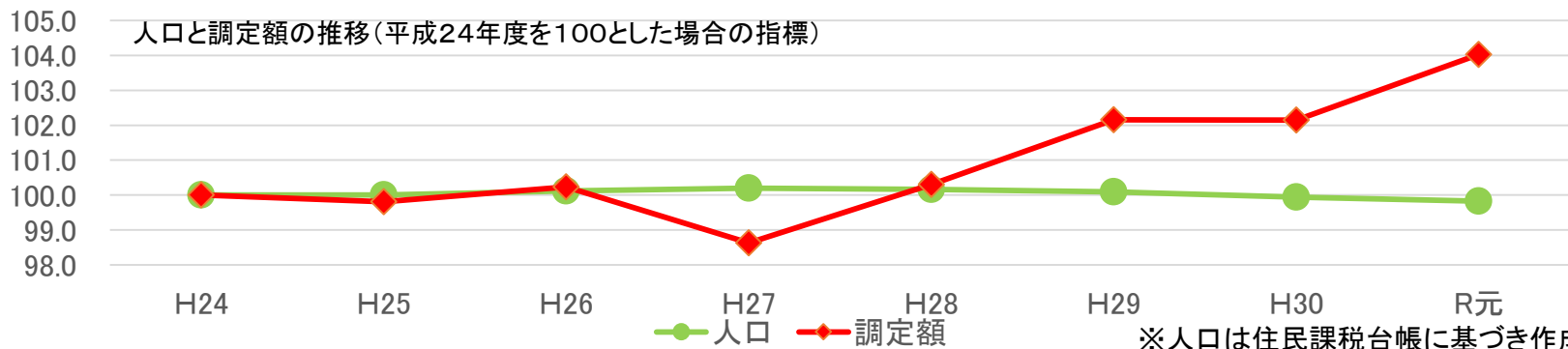
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
総人口	426,712	426,707	427,195	427,565	427,400	427,099	426,465	425,949

## 固定資産税の調定額の推移

(単位:百万円)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
土地	9,209	8,820	8,522	8,316	8,282	8,314	8,331	8,369
家屋	12,992	13,302	13,580	13,317	13,597	13,937	13,894	14,268
償却資産	2,767	2,798	2,925	2,993	3,164	3,255	3,279	3,343
固定資産税計	24,968	24,920	25,027	24,626	25,043	25,506	25,504	25,980

※ H24～30年度は各年度末、R元年度は9月末現在の調定額



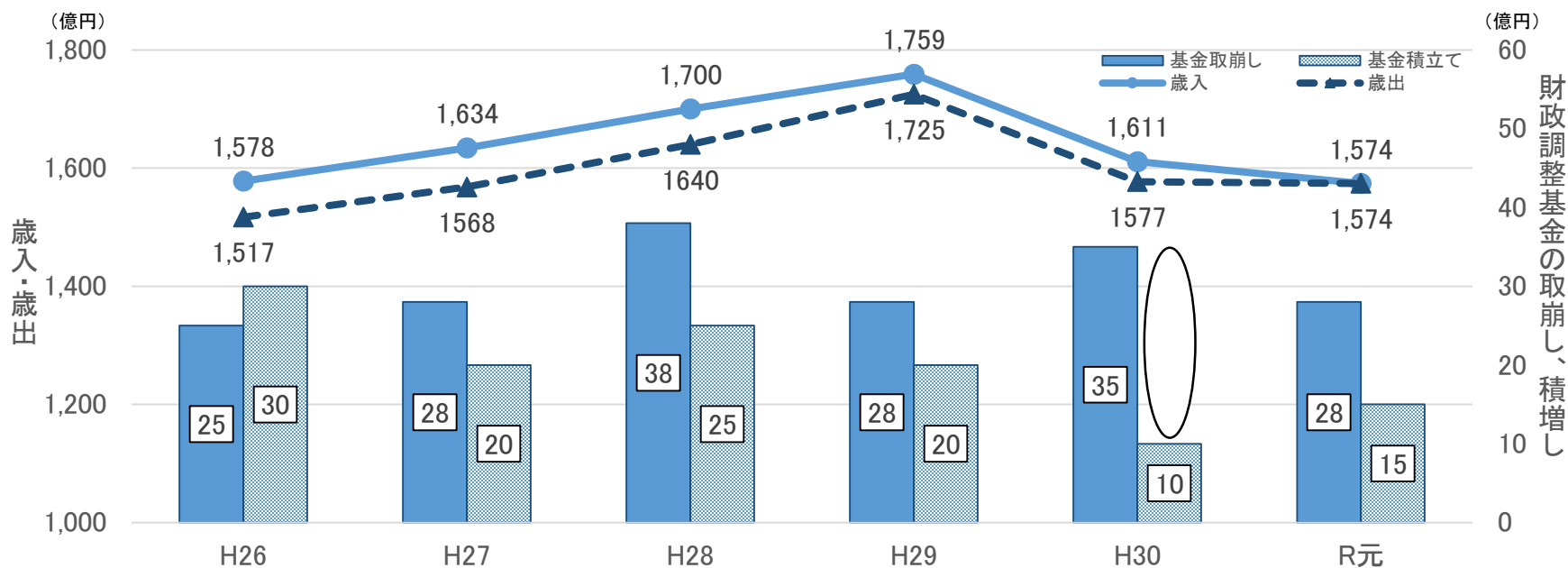
・固定資産税は変動の少ない安定的な税とされている。これは、土地の負担調整措置や家屋の再建築費評点方式など、変動を上下ともに少なくするための制度設計がなされていることによる。このため、今後においても大きな変動は考えにくい。

・他都市の状況は都市ごとに異なり、人口減少と固定資産税収との明確な関連は、認められない。

# VI 財政狀況

- 予算規模は平成29年度をピークに、以降、予算規模を圧縮
- 本市では、恒常的に財政調整基金の取り崩しによる対応での予算編成を実施
- また、平成27年度年以降は、財政調整基金の取崩し額が、決算剰余金による積増し額より大きく、財政調整基金が減少している状況

## 歳入・歳出、財政調整基金の取崩し、積増しの推移



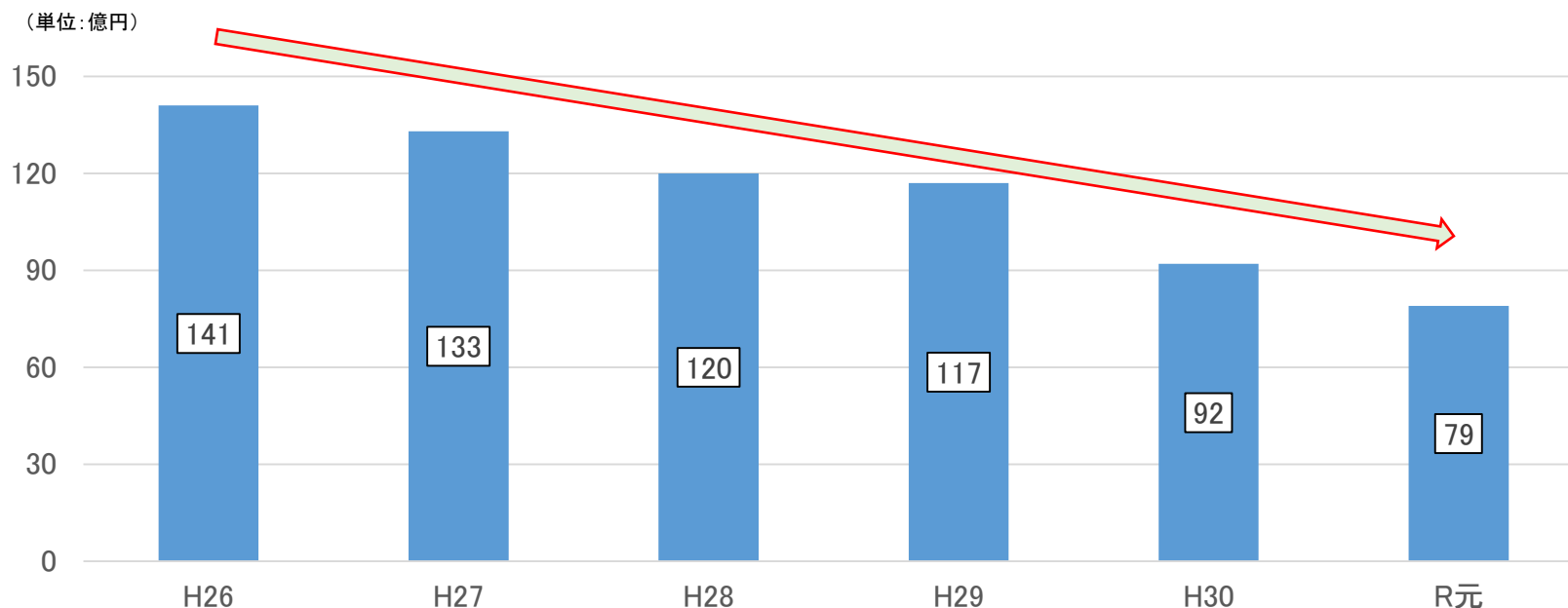
※ H29までは決算、H30は決算見込み、R元は6月補正後  
 ※ 決算剰余金による積立額を当該年度分として記載  
 ※ H29はこのほか、3月補正により5億円積み増し

# 財政調整基金の見通し

第1回資料  
より抜粋

- 年平均10億を超えるペースで財政調整基金が減少し、特に近年はペースが加速
- 5年間で基金残高は半分程度に減少
- このまま対策を打たない場合、2、3年で財政調整基金が枯渇する可能性

## 財政調整基金残高の推移



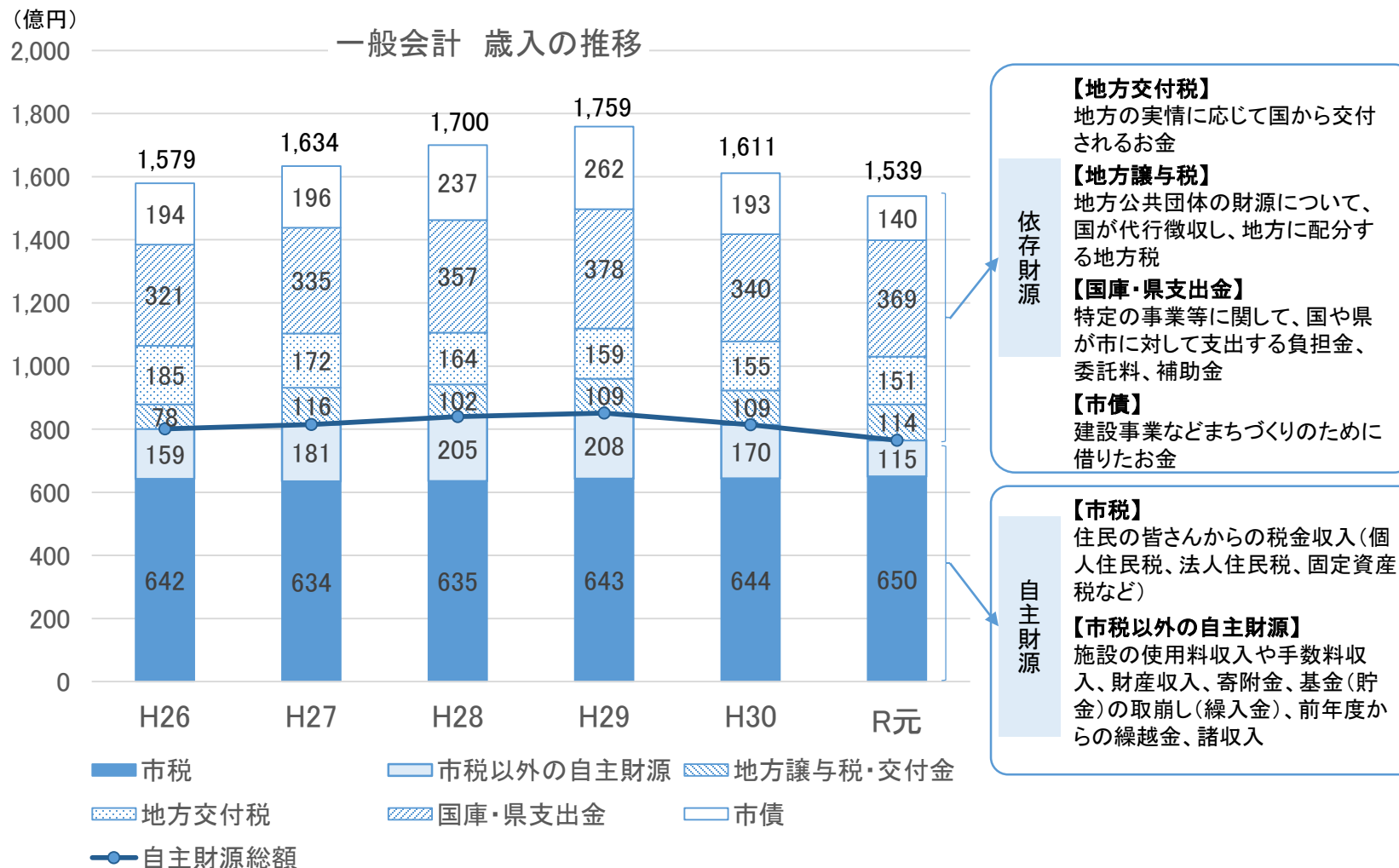
※H29までは決算、H30は決算見込み、R元は6月補正後



# 歳入の状況

第1回資料  
より抜粋

- 大型建設事業の進捗等に伴い、国庫・県支出金や市債が平成29年度まで増加
- 市税に次ぐ一般財源である地方交付税が減少傾向

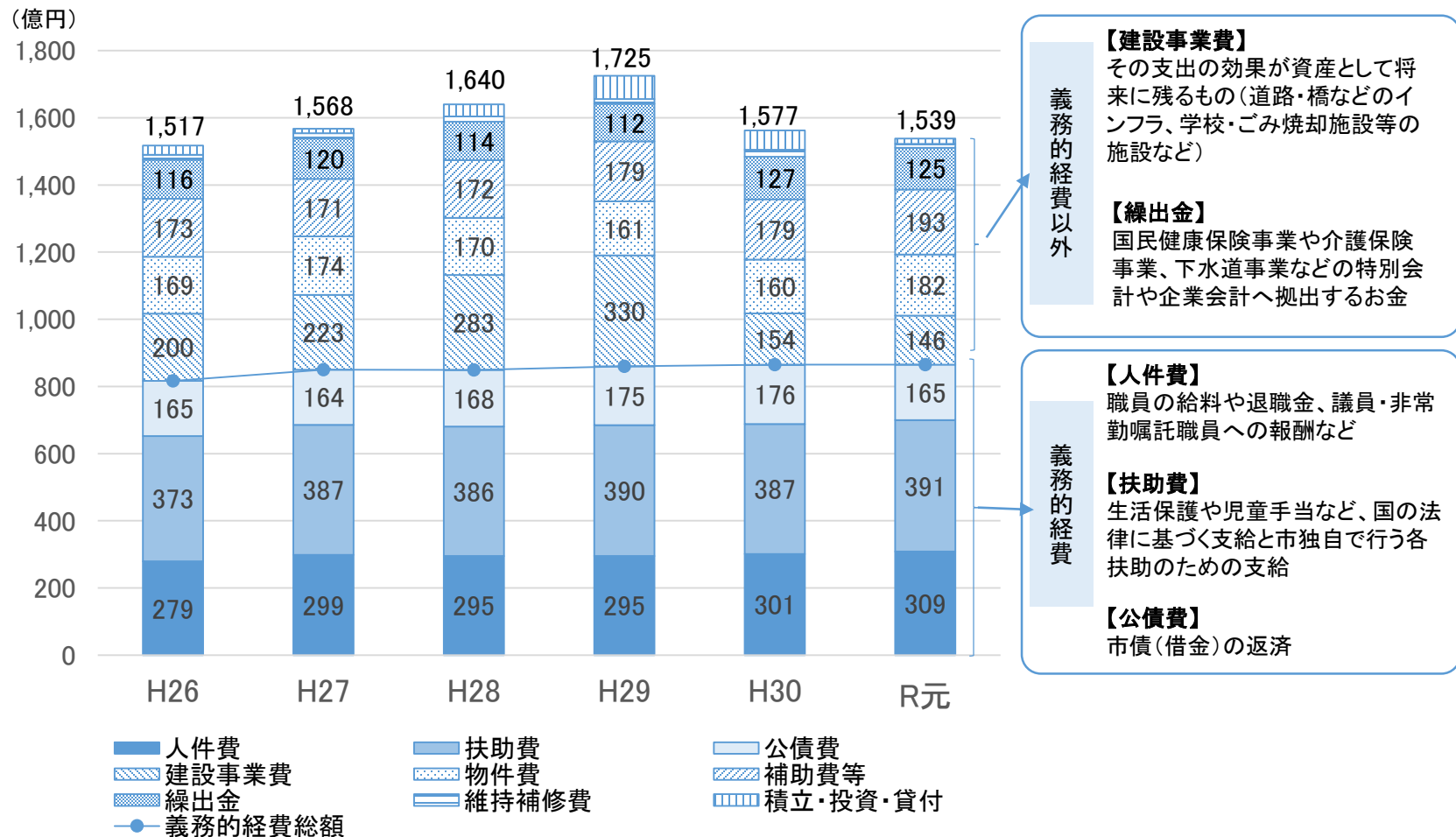


※H29までは決算、H30は決算見込み、R元は当初予算(骨格)

# 歳出の状況

第1回資料  
より抜粋

- 建設事業費は平成29年度にピークを迎えた後、大幅に減少
- 社会保障経費の増加に伴い、扶助費、補助費等、繰出金が増加傾向にある



※H29までは決算、H30は決算見込み、R元は当初予算(骨格)

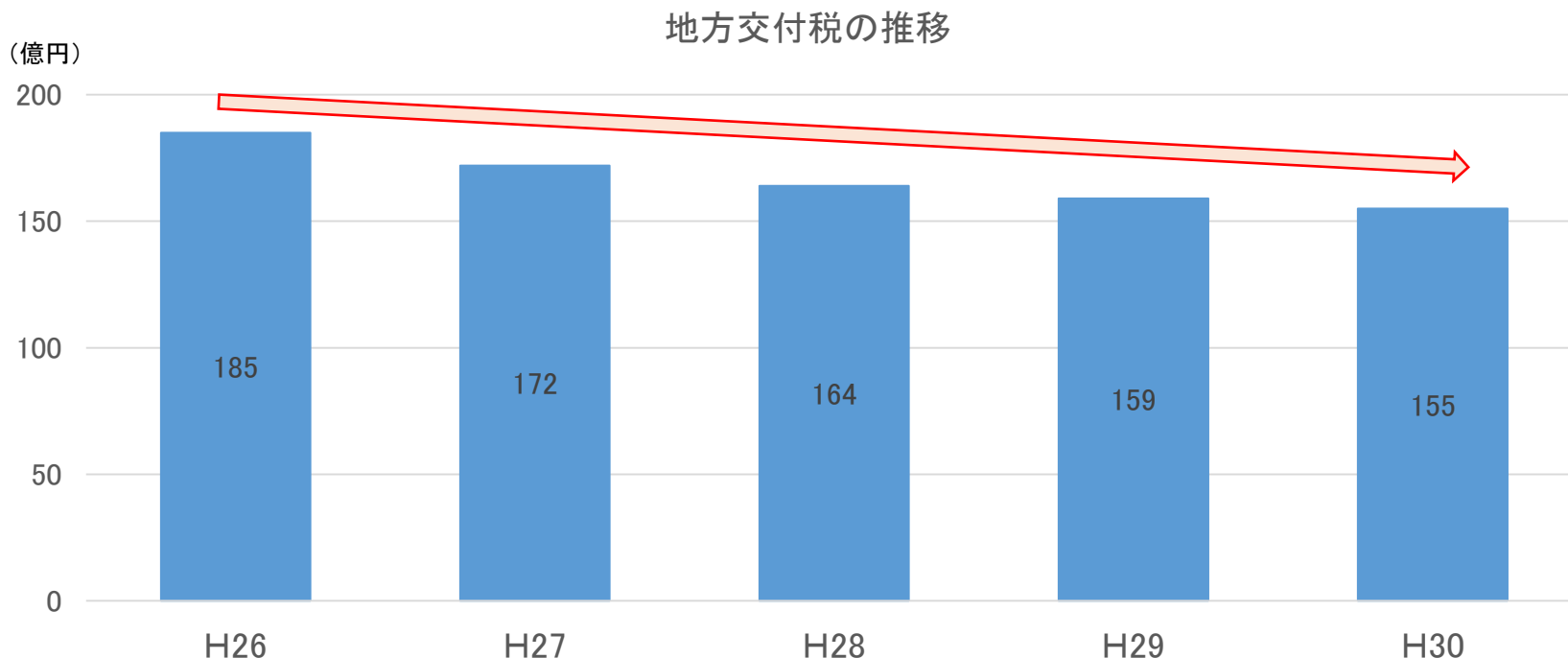
# 要因分析(歳入) (1)地方交付税

第1回資料  
を一部加工

- 平成28年度から令和3年度にかけて、普通交付税における合併算定替の段階的な縮減のため、地方交付税は減少(合併算定替による地方交付税の需要の増加額は令和3年度にゼロとなる。)
- 4年間で約30億円の減少

## 【合併算定替】

市町村合併後、当面は行政運営に係る経費の急激な節減が困難であることを考慮し、一定期間、合併市町村の普通交付税が、合併しなかったと仮定した場合に算定される関係市町村の普通交付税の合算額を下回らないようにする特例



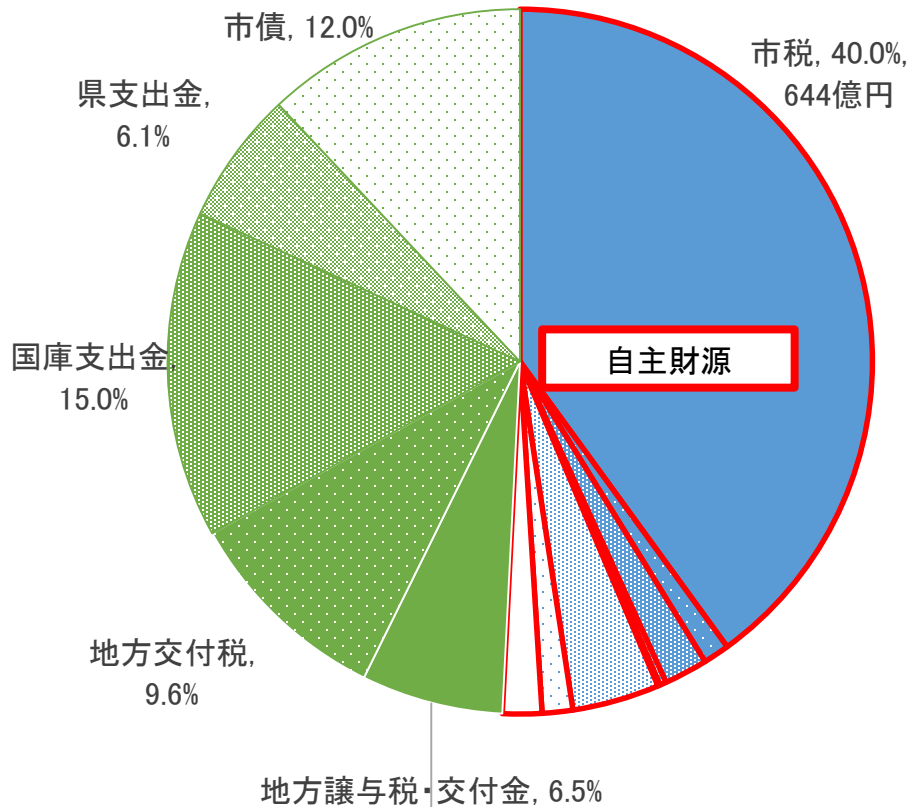
※H29までは決算、H30は決算見込み

# 要因分析(歳入) (2) 自主財源

第1回資料  
より抜粋

- ・自主財源比率は50%程度で、歳入の半分は自前でまかなえていない状況
- ・近年は、大型建設事業の進捗等に伴い、国庫支出金や市債が増加し、自主財源比率が低下していた

平成30年度一般会計決算  
(161,133百万円)

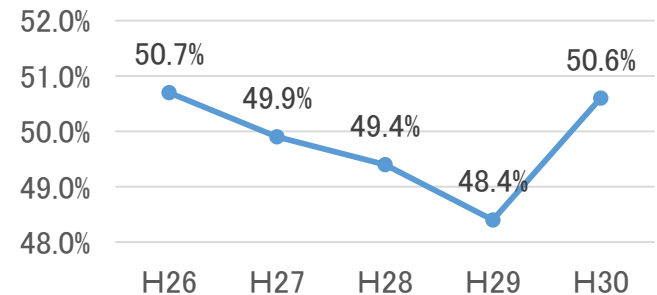


自主財源の状況

(単位:百万円・%)

区分	決算額	構成比
市税	64,445	40.0
分担金・負担金	1,915	1.2
使用料・手数料	3,209	2.0
財産収入	104	0.1
寄附金	134	0.1
繰入金	6,378	4.0
繰越金	2,349	1.4
諸収入	2,923	1.8
自主財源 計	81,458	50.6

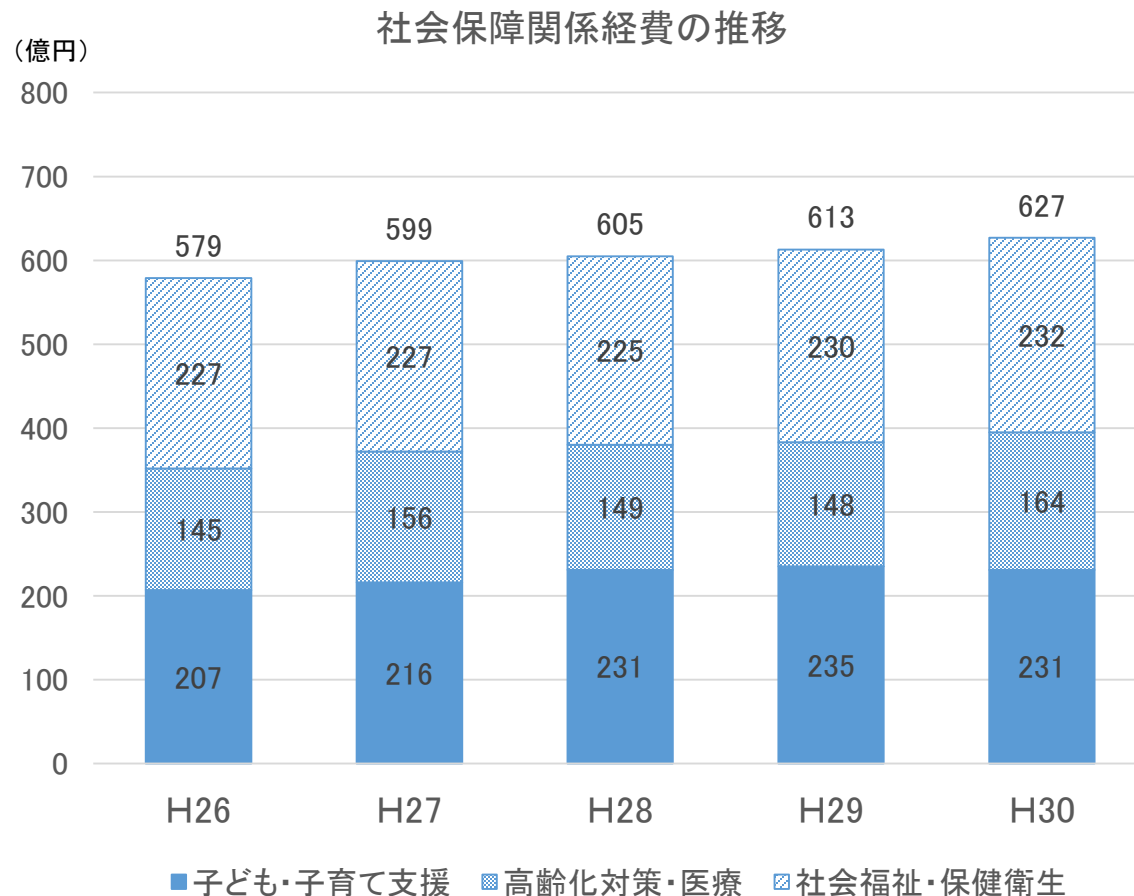
自主財源比率の推移



# 要因分析(歳出)

第1回資料  
より抜粋

- 社会保障経費は、子ども関係の増などにより、大幅に増加
- 4年間で50億円程度増加し、今後も増加する見込み



## 社会保障4経費 その他社会保障施策に要する経費

### 【子ども・子育て支援】

児童手当、子ども医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成、母子家庭自立支援給付金、私立保育所運営費、認可外保育施設等助成 など

### 【高齢化対策・医療】

国民健康保険事業特別会計繰出金、高齢者福祉関係、介護保険事業特別会計繰出金、後期高齢者医療の負担金 など

### 【社会福祉・保健衛生】

・障害福祉サービス給付、障害者医療費助成など障害福祉費  
・生活保護扶助費  
・予防接種など予防費  
・妊婦・乳児及び歯科健康診査、がん対策推進など保健対策費

※H29までは決算、H30は決算見込み

※経費は事務職員の職員給与を除いた額

## 【歳入】

- 個人市民税・固定資産税の税収は、景気の回復基調を前提とすれば、増加の見込み  
一方、※制度上、増加額の75%相当額は地方交付税が減少
- 合併算定替の縮減に伴う 地方交付税の減少 (令和3年度まで)
- 法人税制改正に伴い、法人市民税は減少 (令和2年度から)

## 【歳出】

- 少子高齢化に伴う 社会保障のさらなる充実
- 人口減少のもとでも 持続可能な都市構造の確立
- 老朽化施設の更新・修繕
- 会計年度任用職員制度改正に伴う人件費の増加 (令和2年度から)
- 大型建設事業の償還開始に伴う公債費の増加 (令和2年度から)



- ここ数年でさらなる歳入減・歳出増が見込まれている状況
- 基金残高の大幅な減少により、基金の取崩しによる財政運営は限界

基金の取崩しに頼らない持続可能な財政運営のため、歳入・歳出ともに転換が必要

# 今後の財政状況の見込み

- 令和2年度の財源不足は、現時点で96億円の見込み
- 前年(令和元年度)は同時期に財源不足99億円を見込み、そこから削減に取り組んだものの、なお28億円の財源不足が生じたところ(決算による積増しを考慮しても現時点で13億円の基金減少)
- 令和2年度以降、会計年度任用職員制度への対応を始め、多額の財政需要が見込まれており、歳入確保・歳出抑制に取り組むことが必要
- また、現時点の推計からは恒常的な財源不足が生じることが見込まれるため、歳入確保・歳出抑制の対策も含め、時限的措置について検討することが必要な状況

## 一般会計財政収支見通し(一般財源ベース)

(単位:億円)

時点	歳入	歳出	差引
R元年10月	992.3	1,088.7	▲96.4

現行制度をベースに、現時点における国の動向を踏まえ、過去の決算状況やまちづくり戦略計画を始めとする各種の計画等に基づく施策事業を勘案し、令和2年度の一般会計に係る見通しを一般財源ベース(※)で試算

※ 歳入は市税等一般財源の額、歳出は事業費から充当可能な国庫支出金等特定財源を除いた額としたもの

## 前年(令和元年度)の状況

(単位:億円)

時点	歳入	歳出	差引
H30年10月	966.2	1,065.1	▲98.9



時点	歳入	歳出	差引
R1予算(肉付け後)	981.4	1,009.4	▲28.0

R元財政調整基金取崩し額	H30決算による積増し	R元財政調整基金の減少額
▲28.0	15.0	▲13.0

※ 令和元年度 中期財政収支見直しについては、現在見直し中

【参考】平成30年度 中期財政収支見直し（一般会計の一般財源ベースで試算）

歳入

（単位：百万円）

区分		平成30年度	平成31年度		平成32年度		平成33年度		平成34年度	
		金額	金額	伸び率	金額	伸び率	金額	伸び率	金額	伸び率
一般財源	市 税	64,364	64,804	100.7%	64,070	98.9%	62,467	97.5%	62,732	100.4%
	地方譲与税・交付金	10,797	10,418	96.5%	13,748	132.0%	14,288	103.9%	14,244	99.7%
	地方交付税	14,922	14,565	97.6%	12,940	88.8%	11,497	88.8%	11,142	96.9%
	臨時財政対策債	6,878	6,602	96.0%	5,740	86.9%	7,268	126.6%	7,021	96.6%
	その他	857	228	26.6%	228	100.0%	267	117.1%	326	122.1%
	合計 A	97,818	96,617	98.8%	96,726	100.1%	95,787	99.0%	95,465	99.7%

歳出

（単位：百万円）

区分		平成30年度	平成31年度		平成32年度		平成33年度		平成34年度		
		金額	金額	伸び率	金額	伸び率	金額	伸び率	金額	伸び率	
一般財源充当	義務的経費	56,717	56,936	100.4%	58,879	103.4%	59,908	101.7%	60,470	100.9%	
	内訳	人件費	27,473	27,408	99.8%	28,444	103.8%	28,636	100.7%	28,565	99.8%
		扶助費	12,755	12,970	101.7%	13,197	101.8%	13,337	101.1%	13,488	101.1%
		公債費	16,489	16,558	100.4%	17,238	104.1%	17,935	104.0%	18,417	102.7%
	投資的経費	3,515	5,756	163.8%	5,518	95.9%	4,703	85.2%	3,823	81.3%	
	その他の経費	40,686	43,816	107.7%	43,636	99.6%	43,219	99.0%	43,271	100.1%	
	合計 B	100,918	106,508	105.5%	108,033	101.4%	107,830	99.8%	107,564	99.8%	

財源不足 C (A - B)	△ 3,100	△ 9,891		△ 11,307		△ 12,043		△ 12,099	
----------------	---------	---------	--	----------	--	----------	--	----------	--

※ 平成30年度は当初予算額、31年度以降は推計

● 31～34年度累計額 △ 45,340

※ 平成31年10月の消費税率引上げ（8%→10%）を前提として推計